



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

### ○ 教育委員会規則

\*14 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第14号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月1日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章・第2章 略</p> <p>第3章～第7章 略 付則</p> <p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略</p> <p>（特別免許状及び臨時免許状の授与又は交付） 第4条 特別免許状は、<u>免許法第5条第2項</u>の規定による教育職員検定により授与する。</p> <p>第4条の2 臨時免許状は、<u>免許法第5条第5項</u>に規定する者、<u>免許法附則第3項又は第7項</u>に規定する者、<u>昭和29年改正法附則第20項</u>に規定する者及び<u>施行法第2条第1項</u>の規定によりそれぞれ学校の助教諭の臨時免許状の授与を受けることができる者に対し、教育職員検定により、授与する。 2～4 略</p>	<p>目次 第1章・第2章 略 第2章の2 <u>教員免許更新制（第7条の3—第7条の9）</u></p> <p>第3章～第7章 略 付則</p> <p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) <u>平成19年改正法 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）をいう。</u> (8) <u>改正省令 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）をいう。</u> (9) <u>更新講習規則 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）をいう。</u></p> <p>（特別免許状及び臨時免許状の授与又は交付） 第4条 特別免許状は<u>免許法第5条第3項</u>の規定による教育職員検定により授与する。</p> <p>第4条の2 臨時免許状は、<u>免許法第5条第6項</u>に規定する者、<u>免許法附則第3項又は第7項</u>に規定する者、<u>昭和29年改正法附則第20項</u>に規定する者及び<u>施行法第2条第1項</u>の規定によりそれぞれ学校の助教諭の臨時免許状の授与を受けることができる者に対し、教育職員検定により、授与する。 2～4 略</p> <p>第2章の2 <u>教員免許更新制</u></p> <p>（<u>県市町村教育委員会の免除対象者</u>） 第7条の3 <u>免許法施行規則第61条の4第2号及</u></p>

び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、県教育委員会及び和歌山県内の市町村教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の職員のうち、免許状更新講習を受講する必要がないものとして教育長が認めた者とする。

（学校法人等の免除対象者）

第7条の4 免許法施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県内の公立学校又は公立の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育職員として任用された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き、国、都道府県、市町村、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人の職員として勤務している者であって、免許状更新講習を受講する必要がないものとして教育長が認めたもの
- (2) 和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事
- (3) 和歌山県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）の理事

（免許管理者が指定する表彰）

第7条の5 免許法施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣又は県教育委員会が学校教育振興のため、特に優れた教育実践を行い、成果を上げている個人に対して行う表彰等であって、その個人が現に有する免許状の有効期間の満了の日（平成19年改正法附則第2条第2項に規定する旧免許状所持現職教員にあっては、同条第3項に規定する修了確認期限の日）前10年間に行われたものとする。

（修了確認義務を課す県市町村教育委員会の職員）

第7条の6 改正省令附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、県市町村教育委員会の職員のうち、免許状更新講習を受講することが必要なものとして教育長が認めた者とする。

（修了確認義務を課す教育の職）

第7条の7 改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 和歌山県又は和歌山県内の市町村が設置する学校の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者と和歌山県又は和歌山県内の市町村を退職した後、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続き、和歌山県又は和歌山県内の市町村、国立大学法人若しくは公立大学法人の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講することが必要なものとして教育長が認めたもの
- (2) 和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の

理事

- (3) 和歌山県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

(講習を受講することができる県市町村教育委員会の職員)

第7条の8 更新講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、県市町村教育委員会の職員のうち、免許状更新講習を受講することが必要なものとして教育長が認めた者とする。

(講習を受講することができる職員)

第7条の9 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育職員であったことのある者で和歌山県又は和歌山県内の市町村を退職した後、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続き、国、和歌山県又は和歌山県内の市町村、国立大学法人若しくは公立大学法人の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講することができるものとして教育長が認めたもの
- (2) 和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事
- (3) 和歌山県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

(教員資格認定試験合格者の特例)

第9条 免許法第16条第1項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(自立教科等の教育職員検定)

第16条 免許法施行規則第64条第1項又は附則第34項の教育職員検定を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(教員資格認定試験合格者の特例)

第9条 免許法第16条の2第1項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(自立教科等の教育職員検定)

第16条 免許法施行規則第64条第1項又は附則第37項の教育職員検定を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(更新講習の修了による有効期間更新申請)

第23条の2 免許法第9条の2第1項の規定による更新の申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- (1) 免許状更新講習の課程を修了した場合
  - ア 免許状更新講習の修了に係る有効期間更新申請書（別記第18号様式）
  - イ 免許状更新講習の修了証明書（30時間以上の履修証明書）
  - ウ 有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上
    - ⑦ 免許状の写し
    - ⑧ 授与証明書
    - ⑨ 有効期間更新証明書
    - ⑩ 有効期間延長証明書
- (2) 免許法施行規則第61条の4各号に規定する者に該当する場合
  - ア 免許状更新講習受講免除に係る有効期間更新申請書（別記第19号様式）
  - イ 有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上
    - ⑦ 免許状の写し
    - ⑧ 授与証明書
    - ⑨ 有効期間更新証明書
    - ⑩ 有効期間延長証明書

ウ 講習の免除対象者であることを証する書類（表彰状の写し、辞令の写し等）

（有効期間の延長申請）

第23条の3 免許法第9条の2第5項の規定による延長の申請は、次の書類を提出して行わなければならない。

- (1) 有効期間の延長申請書（別記第20号様式）
- (2) 有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上
  - ア 免許状の写し
  - イ 授与証明書
  - ウ 有効期間更新証明書
  - エ 有効期間延長証明書
- (3) 延長事由があることを証する書類（辞令の写し、在学証明書等）

（更新講習修了確認申請）

第23条の4 平成19年改正法附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認の申請は、次の書類を提出して行わなければならない。

- (1) 更新講習修了確認申請書（別記第21号様式）
- (2) 免許状更新講習の修了証明書
- (3) 有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上
  - ア 免許状の写し
  - イ 授与証明書
  - ウ 更新講習修了確認証明書
  - エ 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書
  - オ 更新講習免除証明書
  - カ 修了確認期限延期証明書

（平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請）

第23条の5 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定による免許管理者による確認を願う者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書（別記第22号様式）
- (2) 免許状更新講習の修了証明書
- (3) 有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上
  - ア 免許状の写し
  - イ 授与証明書
  - ウ 更新講習修了確認証明書
  - エ 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書
  - オ 更新講習免除証明書
  - カ 修了確認期限延期証明書

（修了確認期限延期申請）

第23条の6 平成19年改正法附則第2条第4項の規定による延期の申請は、次の書類を提出して行わなければならない。

- (1) 修了確認期限延期申請書（別記第23号様式）
- (2) 有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上
  - ア 免許状の写し
  - イ 授与証明書
  - ウ 更新講習修了確認証明書
  - エ 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書
  - オ 更新講習免除証明書
  - カ 修了確認期限延期証明書
- (3) 延長事由があることを証する書類（免許状

の写し、辞令の写し、在学証明書等）

（免許状更新講習免除申請）

第23条の7 平成19年改正法附則第2条第5項括弧書の規定による免許状更新講習を受ける必要がないものとして免許管理者が認めた者であつて更新を願い出るものは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習免除申請書（別記第24号様式）
- (2) 免許状を所持することを証する次に掲げる書類のうち1以上
  - ア 免許状の写し
  - イ 授与証明書
  - ウ 更新講習修了確認証明書
  - エ 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書
  - オ 更新講習免除証明書
  - カ 修了確認期限延期証明書
- (3) 講習の免除対象者であることを証する書類

（免許状授与証明書の交付）

第25条 免許状の授与の証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明願（別記第25号様式）を提出しなければならない。

2 教育職員免許状授与証明書は、別記第26号様式のとおりとする。

（大学に2年以上在学しない者等で高等学校助教諭の臨時免許状所有者の特例）

第35条 略  
2 免許法施行規則附則第38項の規定により保健の教科の高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第6の定めるところによる。

（免許状の失効）

第40条 略  
2 失効した免許状を返還させようとするときは、別記第27号様式によりその者に通知するものとする。

（教科担任の許可）

第51条 第20条の2の規定により免許教科以外の教授を担当することを許可した者には、別記第28号様式による許可書を交付し、別記第29号様式による原簿に記入する。

別表第6（第35条関係）  
（免許法施行規則附則第38項の場合）

略

（免許状授与証明書の交付）

第25条 免許状の授与の証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明願（別記第18号様式）を提出しなければならない。

2 教育職員免許状授与証明書は、別記第19号様式のとおりとする。

（大学に2年以上在学しない者等で高等学校助教諭の臨時免許状所有者の特例）

第35条 略  
2 免許法施行規則附則第35項の規定により保健の教科の高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第6の定めるところによる。

（免許状の失効）

第40条 略  
2 失効した免許状を返還させようとするときは、別記第20号様式によりその者に通知するものとする。

（教科担任の許可）

第51条 第20条の2の規定により免許教科以外の教授を担当することを許可した者には、別記第21号様式による許可書を交付し、別記第22号様式による原簿に記入する。

別表第6（第35条関係）  
（免許法施行規則附則第35項の場合）

略

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第7条関係)

学校教諭特別免許状		
本籍地		
氏名		
年 月 日生		
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について) 学校教諭特別免許状を授与する		
(記)		
年 月 日	和歌山県教育委員会 印	
第 号		
根拠規定		
教育機関名		
卒業又は修了の年月日		
備考		

別記第18号様式から別記第24号様式までを削り、別記第25号様式を別記第18号様式とし、別記第26号様式から別記第29号様式までを7様式ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に授与されているこの規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則別記第2号様式による特別免許状は、この規則による改正後の教育職員の免許状に関する規則別記第2号様式による特別免許状とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。